

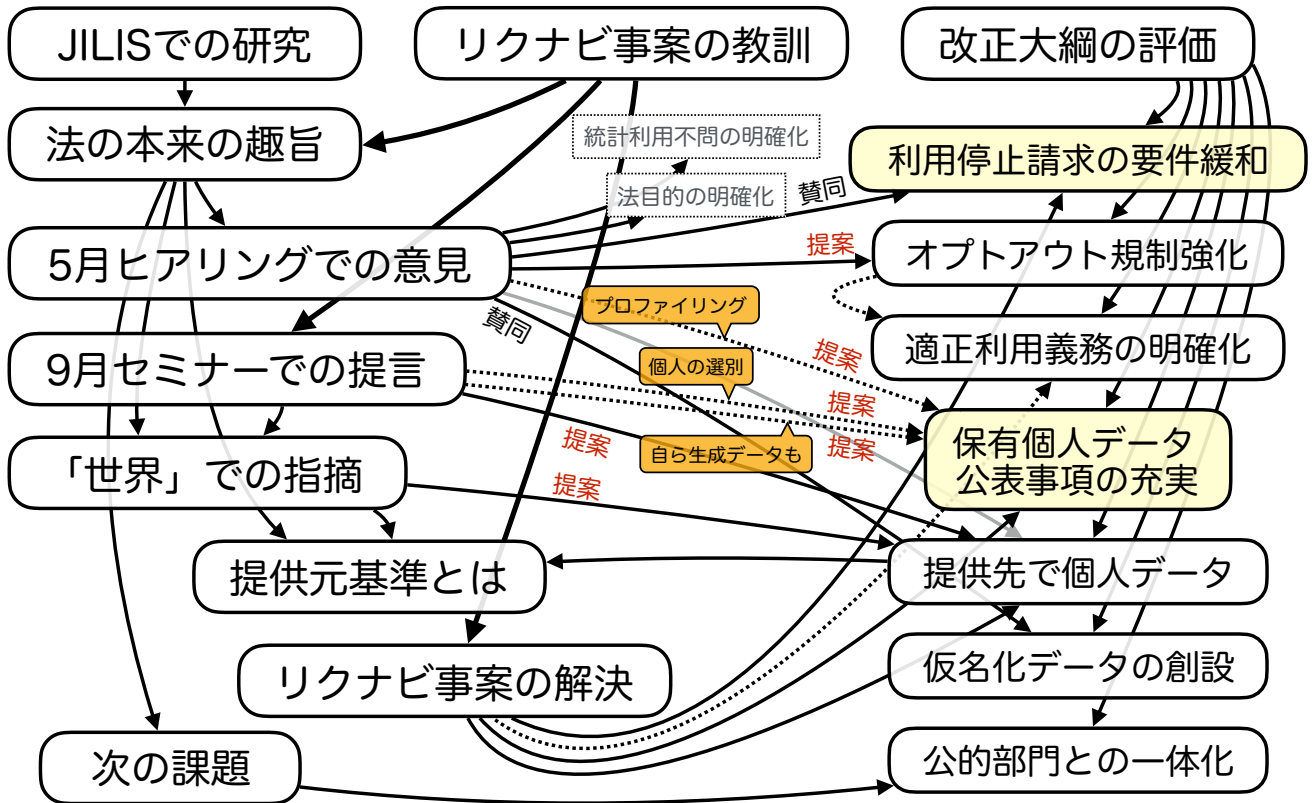
個人情報保護法改正に ついての提言

一般財団法人 情報法制研究所
理事 高木浩光

2019年いわゆる3年ごと見直しのTL

- 4月 中間整理の公表&パブコメ
- 5月 ヒアリング
- 8月 リクナビ事案発覚
- 9月 緊急JILISセミナー
- 11月 大綱骨子
- 12月（一昨日）制度改正大綱の公表&パブコメ
- 2020年3月？改正法案国会提出へ
- 2020年8月？施行令・施行規則改正へ
- 2020年10月？ガイドライン改正へ
- 2021年3月？公的部門集約・一体化へ

本日のトピック



リクナビ事案の教訓

- 個人情報保護法の本来の趣旨が再確認（再発見）された
- 本来の趣旨 = 「データによる個人の選別」問題の防止
 - むしろ1970年代からこれが懸念されていた
- 「旧スキーム」とか「新スキーム」とか
 - 旧スキーム = cookieのみで突合
 - 新スキーム = 氏名等のハッシュ値で突合
- 「個人を識別することができる」とは
 - 個人の選別が可能なものは本来すべてが対象だったはず
 - 氏名到達性はその一例にすぎない（要件ではない）
 - 実は「特定の」には意味がないことが判明
 - 拙稿「個人情報保護から個人データ保護へ 民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討（3）」（情報法制研究4号）参照

5月ヒアリングでの意見

- 統計量への集計は目的外利用に当たらないことを明確に
 - 現状Q&Aにあるのみなのを上位規定に (→ 対応なし?)
- 法目的を具体的に明確化することが必要
 - 個人データに基づき本人に何らかの影響を及ぼすことが問題
 - 1条の「権利利益」に例示列举を (→ 対応なし?)
- 利用停止請求権の強化は事実上のprofiling対応か
 - 当初予定とは違ってきたか? (後述)
- 利用目的にプロファイリングの有無の記載を義務化せよ
 - 「保有個人データ公表事項の充実」で対応か?

第105回 個人情報保護委員会 (令和元年5月17日) 資料6 高木浩光氏御提出資料 参照
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/0517_shiryou6.pdf

- 仮名化データは良い案
 - 開示等請求の対象外とする理由を法目的と関係付けて明確に (→ 逐条解説書に書かれる?)
- 開示請求の誤用が散見 (→ 無事に反映か)
- 匿名加工情報は仮ID不要前提で加工基準の見直しを
 - EU補完的ルールの項目を1つ減らせる (→ 対応なし?)
- 端末を識別して蓄積される「個人に関する情報」
 - 個人を選別することを利用目的とするものは個人データに該当するとしてしまってよいのでは (→ 対応なし、想定内)
 - 「多様な機器・サービスから詳細な情報が集積的に統合され、特定の個人を識別でき個人情報と同値になる可能性」との記述はそういう問題ではない (→ 無事考慮された模様)
 - どんなデータであれ、提供先でも、物により個人を識別する目的で「個人に関する情報」のデータベースとするなら個人データと言うべき (→ 「提供先で個人データ」が部分的に対応)

- 個人識別符号の拡充には反対
 - 理由は上記が本筋だから (→ 無事反映か)
- オプトアウト方式による第三者提供を見直してはどうか
 - 個人情報保護委員会の裁定で判断することとしてはどうか
 - 予想外にも反映された (元から予定していた?)
 - 「破産者マップ」を止められる体制に (→ 反映された模様)
 - 理由を整理しておくべき (→ 逐条解説書に書かれるか?)
- 「個人データ」と「個人情報」
 - 中間整理に記載の文言に苦言 (→ 無事に消滅)
 - 対象が「個人情報」のものを拡大すべきでない (→ 無事、懸念される状況は見られない)
- 法目的から外れた教育啓発はやめて
 - 中間整理に記載の「SNSにおけるリスクの顕在化」「子供の頃から個人情報に関する教育啓発の重要性」 (→ 無事に消滅)

EU補完的ルール

個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール

(1) 要配慮個人情報 (法第2条第3項関係)

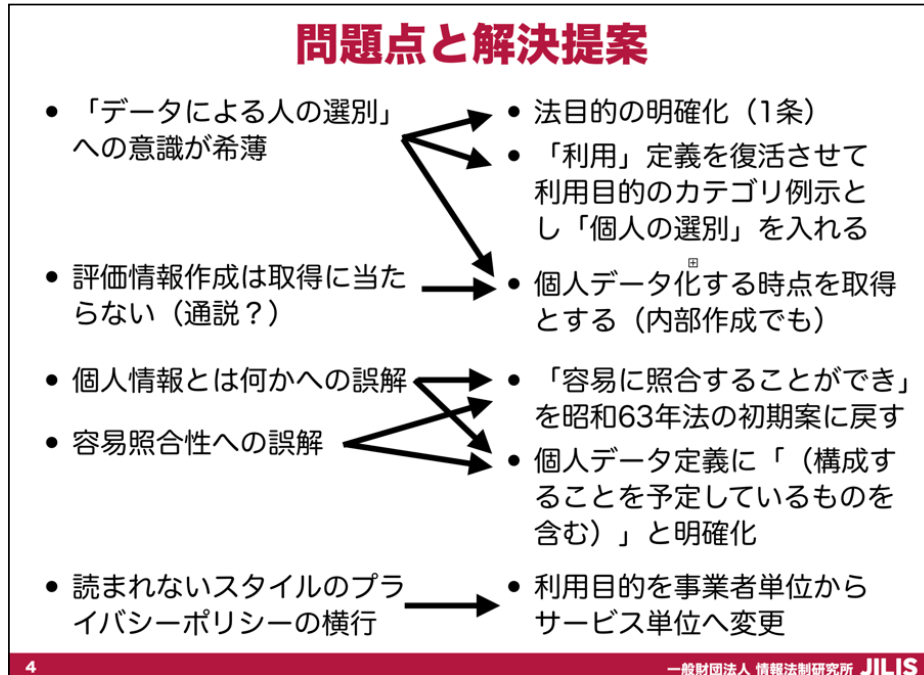
(2) 保有個人データ (法第2条第7項関係) → 対応

(3) 利用目的の特定、利用目的による制限 (法第15条第1項・法第16条第1項・法第26条第1項・第3項関係)

(4) 外国にある第三者への提供の制限 (法第24条・規則第11条の2関係) → 対応?

(5) 匿名加工情報 (法第2条第9項・法第36条第1項・第2項関係) → 対応なし?

9月セミナーでの提言

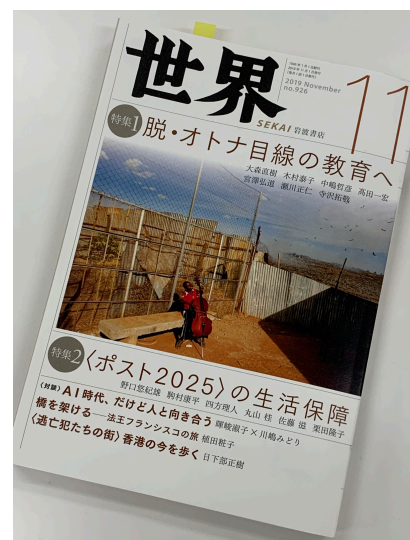


JILISレポート「第2回情報法セミナーin東京 講演録 報告：就活サイト「内定辞退予測」問題と「信用スコア問題」個人情報保護法上の検討と法改正に向けての提言」（12月4日）
<https://www.jilis.org/report/2019/jilisreport-vol2no9.pdf>

- 利用目的のカテゴリを例示し「個人の選別」を入れる
 - ➔ 「保有個人データ公表事項の充実」で対応？ 違うものになりそうな予感（「処理の方法」とは？）
- 個人データ化する時点を取得とする（内部作成でも）
 - ➔ 「保有個人データ公表事項の充実」で対応となる？
- 「容易に照合することができ」を昭和63年法の初期案に
 - ➔ 「提供先で個人データ」で対応か？（条文変えずにガイドライン改正か逐条解説で済みます？）
 - 個人データ定義に「（構成することを予定しているものを含む）」と明確化（➔ 対応なしか？）
- 利用目的を事業者単位からサービス単位へ変更
 - ➔ 対応なしか？
 - 保有個人データの公表事項は、事業者単位でよいというのが現行法
 - それでは機能しないのでは？

世界での指摘

- 岩波書店「世界」11月号（10月8日）
 - 「〈リクナビ問題の本質〉個人データ保護とは何だったのか——就活支援サイト「内定辞退予測」問題が炙り出すもの」
- リクナビ「旧スキーム」を不問にしたのは不備では？
 - ➔ 対応された（12月4日 追加の勧告）
 - 「個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービス」
- 「提供元基準」を誤解しているのでは？
 - ➔ 対応された（提供先で個人データ）
- 法の本来趣旨を再発見させた
- 正確性、公平性、多様性



リクナビ事案の解決

- 改正大綱のどれが問題解決を担保しているのか
 1. 利用停止請求の要件緩和（➔ 停止請求できる？）
 2. 提供先で個人データ（➔ これは順当）
 3. 保有個人データ公表事項の充実（➔ それで足りる？）
 4. 適正利用義務の明確化？（➔ 関係ある？）

利用停止請求の要件緩和

- 日経新聞は「使わせない権利」と言っているが
 - 消去も含まれる
 - 要件緩和が後退した？「個人の権利利益の侵害がある場合」？

骨子

1. 利用の停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和

保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、保有個人データの利用停止等の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる。

大綱

……こうした意見を踏まえ、事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。

日経コンピュータの記事

- 大豆生田崇志「個人情報保護委、リクナビ問題を踏まえデータの利用停止権など拡充へ」12月13日
 - 「同委員会事務局は利用停止などができる場合の想定について、「思いがけない形でデータが処理されるなど、およそ了解しなかった重大な事案などの場合は利用停止の対象にされるべきではないか」といながら事務局として詰めている」と明らかにした。就活生の知らぬ間にWeb閲覧履歴などが内定辞退率の算出に使われた「リクナビ問題」を踏まえた。
さらに同委員会事務局は、迷惑なダイレクトメールなどを例に「平穩に過ごす権利や利益を侵害しているといえるものなどを適切に判断する」と説明。「主観的な権利や利益を侵害するプライバシー権に近いものを含めた条文にすべきだ」という議論をしている」と言及した。ただし利用停止などが困難で代替の措置を取る場合は、企業の負担軽減のため例外的に請求に応じないことも許容するとしている。」

リクナビ対応にならない？

- 後退するとリクナビ対応にならない
 - なぜ後退？（事後検証する予定）
- 「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」
 - 未だ決まっていないということか
 - 同意でサービスが提供されている場合に「予測スコア」の提供は「権利利益の侵害がある」と言える？
 - 法違反がなければ権利利益侵害はないということになりやしないか
 - 「権利利益侵害のおそれがある場合」との発言も
 - 10日の堀部研シンポにおける質疑応答にて委員会事務局参事官曰く
 - いっそ「権利利益侵害のおそれ」の意義を「データによる個人の選別」まで含むことにするという道もあるか
 - だから法目的の明確化が必要だと

- GDPRのlegitimate interests相当のものになるのか？
 - 前掲「主観的な権利や利益を侵害するプライバシー権に近いものを含めた条文にすべきだ」という議論をしている
 - 「プライバシー権」ではまた堂々巡りになってしまう
 - 「データによる個人の選別」を真正面から法目的に捉えないと達成しようとしていることには到らないと思料
 - 29条作業部会「Opinion 06/2014 on the notion of legitimate interests of the data controller under Article 7 of Directive 95/46/EC」（2014年）も
 - legitimate interestsに該当しない例として、プロファイリングによりターゲティングして商品をお勧めする場合が挙げられる一方で、該当し得る例として、ターゲティングしない単なるダイレクトメールの送信が挙げられていた

適正利用義務の明確化

● 「不適正な方法による利用」とは？

骨子

2. 適正な利用義務の明確化

情報化社会の進展によるリスクの変化を踏まえ、個人情報取扱事業者は、**不適正な方法により**個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

大綱

○ 昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、**潜在的に個人の権利利益の侵害につながる**ことが懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある。

○ そのような中で、特に、現行法の規定に照らして違法ではないとしても、**違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により**個人情報を利用するなど、本法の目的である**個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法**で個人情報が利用されている事例が、一部にみられる。

○ こうした実態に鑑み、個人情報取扱事業者は、**適正とは認めがたい方法による**、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。

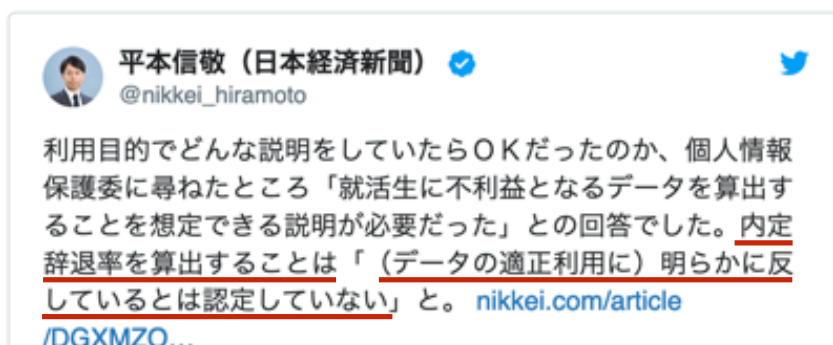
報道では

● 前掲の日経コンピュータの記事

- 「一方、違法行為などを誘発する恐れがある方法で個人情報を利用するといった「適正とは認めがたい方法」による個人情報の利用は禁止を明確化する。**差別の助長や違法行為が懸念される組織への名簿の提供、破産者らの個人データの不正提供**といった例を想定しているという。」

● 日経新聞記者 @nikkei_hiramoto さんのツイート

- リクナビ対応ではない？



オプトアウト規制強化

- どのように限定するのか不明
 - 名簿屋以外でオプトアウト方式を用いている事業への影響は？

骨子

4.オプトアウト規制の強化

名簿の流通により本人の関与が困難となっている現状を踏まえ、オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの**範囲を限定**することとする。また、(略)

大綱

- 具体的には、名簿屋の個人情報の取得については、(略)。名簿を取得する名簿屋においても、**提供者が不正の手段で取得していることを知り、又は容易に知り得るケース**があるものとみられる。
- また、いわゆる**名簿屋同士で名簿が取引されることもある**。平成29年度に委員会が実施した個人情報の第三者提供事業等に係る実態調査では(略)
- このように、名簿の流通により本人の関与が困難となっている現状を踏まえ、オプトアウト届出事業者によって個人情報が**不適切に取得されることがないよう**、個人の権利利益を保護する観点から、オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの**範囲をより限定していく**こととする。

3つの実質要件

- 委員会が実質要件に踏み込むのは良いこと
 - 形式要件に頼るしかなかったこれまでから一步脱皮
- 3つの実質要件が構想されているが同じ？違うもの？
 - 利用停止の「個人の権利利益の侵害（のおそれ）がある場合」
 - 利用禁止の「不適正な方法により」
 - 現行法17条の「偽りその他不正の手段により」とは別のよう
 - オプトアウト方式を認める「範囲を限定」
- それぞれ趣旨を明確にする必要がある

保有個人データ公表事項の充実

- 具体的に何を説明させるのか不明
 - 政令より法律に規定するべきでは？ 或いは全部政令に移せば？

骨子

2.保有個人データに関する公表事項の充実

個人情報取扱事業者による保有個人データの本人に対する説明の充実を通じて、本人の適切な理解と関与を可能とし、個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促す観点から、個人情報の取扱い体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加する。

大綱

○（略）を促す観点から、個人情報の取扱い体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加することとする。

報道では

- 日経新聞11月28日朝刊
「ネット閲覧情報の第三者提供 利用者の同意 義務付け
個人情報保護委」
 - 「企業が個人のデータを使う手法についても、詳しく説明させるルールを作る。現状は個人情報を集める際、「新商品に関するお知らせのため」など利用目的を示していればよい。今後は事前の説明項目を増やし、データをどんな手法で扱うか示すよう義務付ける。例えば「AIを使って信用度を格付けしている」などの説明が必要になる。」
- 事業者単位では機能しない（前記）
 - 個人情報ファイル単位（サービス/事業単位）で示さないと

9月セミナーでの提案では

- 利用のカテゴリ毎の該当性を示させてはどうか
- 利用の5つのカテゴリ
 - 統計量への集計の入力とする
 - 現行ではガイドラインQ&Aで利用に当たらないと整理
 - GDPRでは明示的に適用除外にしているし、行政機関法も除外
 - 連絡・接触する
 - ダイレクトメールを送信する、勧誘電話するなど
 - データによる選別をする
 - ターゲティング広告、優先サービス提供、人事評価
 - いわゆる「プロファイリング」も手段として含まれる
 - 第三者に提供する
 - サービスを実現するのに用いる（上記以外の）
 - （他には？）

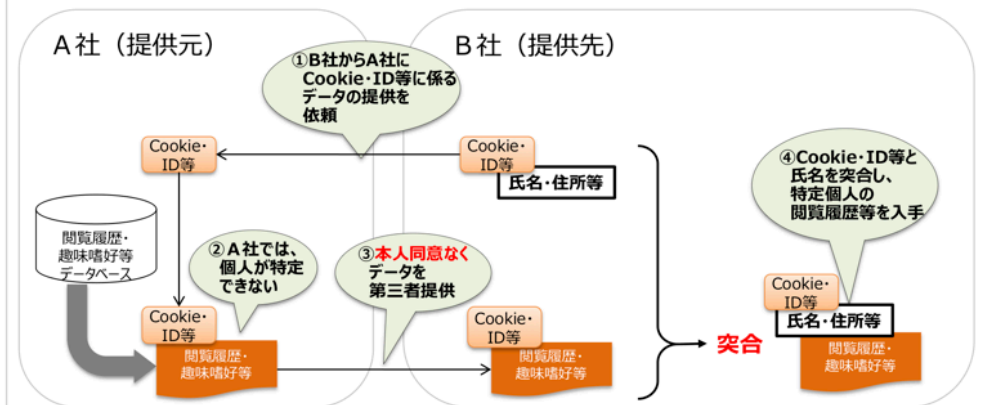
提供先で個人データ

2. 本人同意なきデータの第三者提供

- 提供元と提供先でデータ共有が行われる等の結果、提供先では、個人情報となることを知りながら、提供元では個人が特定できないとして、本人同意なくデータが第三者提供される事例が存在。

イメージ

- A社とB社でCookie・ID等を共有。
- A社は、Cookie・ID等に係る氏名等の個人情報を有していない。
- B社は、Cookie・ID等に紐づいた個人情報を有しており、A社はその事実を知っている。



※ 上記の図はイメージであり、実際の事案等をそのまま図示したものではありません

ICHIRO SATOH
@ichiro_satoh

個情法改正作業時の準個人情報の議論に戻っているよう
な・・・。"個人情報保護委、リクナビ問題を受けてクッキーを
扱う場合の規律を検討" tech.nikkeibp.co.jp/atcl/nxt/news/...



個人情報保護委、リクナビ問題を受けてクッキーを扱う場合の規...
個人情報保護委員会は2019年11月25日、個人情報保護法の次期改
正に向けてWebブラウザのクッキー（Cookie）などの利用でデー
tech.nikkeibp.co.jp

♡ 18 19:01 - 2019年11月25日

🗨️ 24人がこの話題について話しています

https://twitter.com/ichiro_satoh/status/1198904426670350337

ICHIRO SATOH
@ichiro_satoh

続き。法改正作業時、内閣官房PD検討会・技術WG報告書で
Cookie問題の箇所を書いたのは当方でございまして、それだけ
に今後の議論展開や課題が目に浮かぶようで・・・。PPCには頑
張っていただければと。"個人情報保護委、リクナビ問題を受け
てクッキーを扱う場合の規律を検討" tech.nikkeibp.co.jp/atcl
/nxt/news/...



個人情報保護委、リクナビ問題を受けてクッキーを扱う場合の規...
個人情報保護委員会は2019年11月25日、個人情報保護法の次期改
正に向けてWebブラウザのクッキー（Cookie）などの利用でデー
tech.nikkeibp.co.jp

♡ 9 19:33 - 2019年11月25日

👤 ICHIRO SATOHさんの他のツイートを見る

https://twitter.com/ichiro_satoh/status/1198912585111760896

骨子

2.提供先において個人データとなる場合の規律の明確化

個人に関する情報の活用手法が多様化する中であって、個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスを維持する観点から、**提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。**

大綱

- 一方、ここ数年（略）「DMP…」と呼ばれるプラットフォームが普及しつつある。（略）あらかじめ知りながら、他の事業者に提供する事業形態が出現している。
- （略）提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら**非個人情報として**第三者に提供するという、法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。
- しかし、最近問題となっている「**提供元においては個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合**」に関しては必ずしも考え方が明らかになっていなかった。
- そこで、前述のいわゆる**提供元基準を基本としつつ**、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する**規律を適用する。**

現行法でも個人データ提供では

● 逐条解説書（2003年）にも書いてある

「他の情報と容易に照合することができ」とは、それ自体では特定の個人を識別することができない情報について、特別の調査を行ったり、特別のソフトを組み込むといった特別の費用や手間をかけることなく、すなわち、事業者において通常の業務における一般的な方法で、特定の個人を識別する他の情報との照合が可能な状態である。これに該当しない場合としては、例えば、日常的に行われていない他の事業者への特別な照会を要する場合、内部でもシステムが異なる等の事情により技術的に照合が困難な場合が考えられる（事業者又は内部組織の間で組織的・経常的に相互に情報交換が行われている場合等は、「容易に照合することができ」る場合に当たると考えられる。）。

※ メールアドレス、アクセスログ等について
コンピュータや携帯電話を通じてやりとりされる電子メールのアドレスに

園部逸夫（編）、藤原静雄（編）、個人情報保護法制研究会（著）『個人情報保護法の解説 第二次改訂版』より

1. 個人情報の該当性について

- 個人情報保護法では、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものを個人情報として規律の対象としている。情報は、あくまでも集合として意味を成すものなので、単独で評価するのではなく、組み合わせでも評価する。そのため、それ自体で特定の個人を識別できる場合に加えて、当該情報を取り扱う事業者の内部において、**他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できる情報も、個人情報に該当すること**とし、様々なケースを漏らさずとらえることとしている。
- この場合、民間事業者における適切な管理を促進し、一方で民間の営業の自由に配慮して過度に広範な規制を避ける観点から、照合できると判断する範囲は、実務に照らし違和感のない範囲にとどめ、容易に照合できる、としているが、近年の組織内外のIT化の進展により、**通常の業務従事者の能力で照合できる範囲が格段に拡大している。**
- 例えば、組織内に、照合可能なデータベースが存在していれば、普段、分離して使っていたとしても、意図をもって照合しようと思えばできることから、容易に照合できると評価し、全体として、個人情報としての管理を求められることになる。
- 個人情報保護法は、それぞれの個人情報取扱事業者が個人情報を適切に取り扱うことを求めている。このため、外部に提供する場合、出す部分単独では個人情報を成していないとしても、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、提供元に対して、**個人情報としての管理の下で適切に提供することを法律は求めている。**
- これは、提供先で個人情報として認識できないとしても、個人情報を取得した事業者に、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課すという基本的発想から、**提供元において、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めている（いわゆる提供元基準）。**

提供元基準とは

• 2つの誤解がある

1. 平成27年改正時に確認された「提供元基準」は、提供先を考慮しないとは言っていない（国会答弁、パブコメ回答ほか）
 - 岡村先生の「提供先基準説」（NBL No.1020）は、提供時には提供元での元データとの照合を問題としないというものだった
 - （仮名化データは非個人データであり第三者提供できるとする説）
 - 政府見解はそれを否定しただけ
2. 平成27年改正時の（匿名加工情報に係る）議論では、「提供先が照合するか」を提供元が知らない場合についてだった
 - 今回問題にしているのは、提供元がそれを意図している場合

ガイドライン通則編のパブコメ回答

19	2-1	個人情報	(該当箇所) 通則編 2 定義 2-1 個人情報（法第2条第1項関係） P6 16行（*4） (ご意見) 「他の情報と容易に照合することができ」とは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであると解説されているが、容易照合性については提供先が有する情報等によると考えられる。従って、提供元では提供先で「個人情報」に該当するか否かが必ずしも判断できないことから、提供前に、提供元が提供先における容易照合性についてどのように配慮すべきかについて解説してほしい。 (理由) 提供元では、個人情報に該当しない情報を提供したと思っても、提供先で保有する情報と照合することにより、個人が特定される場合が想定されるため。 【日本製薬工業協会 研究開発委員会】	あるの情報特定の範囲かは情報特定の範囲か
----	-----	------	--	----------------------

（*4） て個々の事例ごとに判断される情報等によると考えられるも判断できないことから、べきかについて解説してほ :で保有する情報と照合する	ある情報を第三者に提供する場合、当該情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかは、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかで判断します。
---	--

回答だけ見たんじゃダメ！
質問の前提を見ないと！

情報公開で明らかになったこと

- 容易照合性の意義の想定問答が作成されていた
 - 「『照合が容易』かどうかは、照合する『他の情報』の管理状況等を勘案して、『電子計算機により個人情報を処理しているのと同様な状態』であるかどうか、個別、具体的に判断する必要がある。」
 - 「現行法は、電算処理された個人情報を対象としているが、『電子計算機により個人が識別できる情報を処理しているのと同様な状態』にあるものを、個人情報ではないということで本法から除外することが適当でないことから置かれたもの。」
 - ただし、昭和63年法の解釈を2002年7月に再確認したもの
 - 拙稿「個人情報保護から個人データ保護へ 民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討(3)」(情報法制研究4号)参照
- どの時点から個人データ？
 - 他者の個人データと突合させる予定で開始した時点からと言うべき

想定 なぜ現行法では、「照合が容易」なものに限っているのか。

(答)

- 1 「容易に照合することができる場合」としているのは、当該情報のみでは本人を特定できない場合でも、番号別氏名ファイルを電算処理情報、台帳で持つこと等により、本人を容易に特定し得る状態であれば、本法の対象とする趣旨。
- 2 現行法は、電算処理された個人情報を対象としているが、「電子計算機により個人が識別できる情報を処理しているのと同様な状態」にあるものを、個人情報ではないということで本法から除外することが適当でないことから置かれたもの。
- 3 担当者に一々照会しなければ照合できない等、他の情報との照合が容易でないものは、大量・高速処理や、結合・加工の容易性といった電算処理の特徴を有しないことから、本法の対象とする必要性に乏しいことから、「照合が容易」なものに限っているところ。

想定 具体的に、どのような場合を「照合が容易」というのか。

(答)

- 1 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報」の管理状況等により異なるため、一律に論ずることは困難であるが、一例をあげれば、個人別の番号のみが付されたファイルがあり、これとは別に番号別の氏名リストを電算処理情報や台帳で保有している場合等が考えられる。
- 2 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報」の管理状況等を勘案して、「電子計算機により個人情報を処理しているのと同様な状態」であるかどうか、個別、具体的に判断する必要がある。

オプトアウト届出が義務に？

● IIJさん曰く

- マイナビニュース「Cookie規制でプライバシーの問題はどうなる？ - IIJが個人情報保護法改正大綱を解説」
 - 「これらの…（「いいね！」ボタンなど）を自社ウェブサイト埋め込む事業者は、以下が義務付けられる：
……個人情報保護委員会への届出」
- 最終的に個人データになると知りながら計測タグを設置しているWebサイトは、個人データの第三者提供となり、オプトアウト方式で実施するなら委員会への届出が必要となる？

● 私の意見

- 計測タグの設置は、サイト自らが取得をしておらず提供もない
 - アドネットワークからの取得の委託を受け、監督されているもの
 - ただし、EUで「いいね！」設置がjoint controllerとされた点に注意

仮名化データの創設

岡村久道 @Lawcojp

来年の通常国会に早ければ出てくるのだろう、私が早くからNBL誌等で提唱していたEU同様の考え方が。
個人情報保護法改正案。 kantei.go.jp/jp/singi/it2/d...

2. 個人情報保護法の見直し等

- 個人情報保護法の「いわゆる3年ごとの見直し」見直し。本年1月より、個人情報保護委員会において、実態把握や議論整理等を行い、中間整理をとりまとめ、公表（平成31年4月25日）。
- 個人情報保護とイノベーションを促進する観点とのバランスを考慮しつつ、国内外の事業者のイコール・フットイングを確保するための対応を含めて検討を進め、**令和2年早期の法案提出を目指す。**

「中間整理」で示した論点と検討の方向性（概要）

1 個人の権利の在り方	● 事業者負担など多面的な検討に留意しつつ、 利用停止等 （事業者等に対する個人情報の削除・利用停止請求）に関して個人の権利を広げる方法などの検討。
2 漏洩報告の在り方	● 漏洩報告の義務化と軽減措置の在り方 の検討（現行は努力義務）
3 個人情報保護のための自主的な取組	● 「 認定個人情報保護団体制度 」の機能と役割の拡充などによる、民間の自主的な取組を促進する仕組の検討。
4 データ利活用に関する施策の在り方	● イノベーションを促進する観点から、より柔軟なパーソナルデータの利活用方法の検討（ 個人情報と匿名加工情報制度 の中間的な構建の必要性） など。
5 ペナルティの在り方	● 現行のペナルティ（前大1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）では実効性が不十分との議論と、 事業者に対する要諦効果 なども踏まえ、適切な在り方を検討。
6 法の域外適用（D・S・F・F・Pの確保）・越境移転の在り方	● 外国事業者に対する 法執行の域外適用・執行手法 について、 各国主権との関係整理の観点なども含めて検討 （現行では外国事業者に対する「報告徴収・立入検査」や「命令」は規定されていない） ● 個人データの保護と円滑な流通に向けた 国際的な枠組み構築 を主眼するとともに、 越境移転における課題 （外国政府による個人データへのアクセスや過度なローカライゼーション）への対応検討。

♡ 13 23:27 - 2019年8月28日

💬 16人がこの話題について話しています

1. 「仮名化」について

(2) 有識者、事業者ヒアリングにおける関連する御意見について

● 主な御意見

○ 「仮名化」は一定の有用性があるという旨の意見

- EUのGDPR「仮名化（Pseudonymisation）」制度と同様の制度を少なくとも第三者提供について、我が国も導入すべき。（英知法律事務所弁護士 岡村久道氏）
- 技術的な議論は必要であるが、GDPRにおける仮名化に類似した枠組みは我が国においても一定の有用性がある。（国立情報学研究所教授／所長補佐 佐藤一郎氏）
- 利用停止の請求から除外されることに加え、開示・訂正請求からも除外されるのであれば、仮名化情報は新たな規制緩和になるため良いアイデアである。（産業技術総合研究所主任研究員 高木浩光氏）
- 仮名データを個人情報として、安全管理措置の一環として位置づけ、仮名データをどう取り扱うかという端緒を作るという意味では、本改正で仮名データの定義を入れることは極めて重要である。（新潟大学教授 鈴木正朝氏）

○ 匿名加工情報の活用を進めるべきという旨の意見

- 仮名化データについて特別な取扱いを認めるとなると、「安全な仮名化データとはどのようなものか」「仮名化データの取扱いについてどのような義務を課すべきか」という議論が必要となるが、これは匿名加工情報の在り方の議論と同じものではないか。十分な安全措置が施されることによって、本人の権利への配慮がなされていれば、現在は匿名加工と言われている技術等を活用することで、利用の範囲を広げることが許容する制度の方が現実的なのではないか。（英知法律事務所弁護士 森亮二氏）

37

第127回 個人情報保護委員会（令和元年11月25日）資料1「個人情報保護を巡る国内外の動向」より

2. 諸外国の立法例（EU：GDPR）

- EUのGDPR（EU一般データ保護規則）では、第4条第5項において、「仮名化」に関する規定が置かれており、「追加的な情報が分離して保管されており、かつ、その個人データが識別された自然人又は識別可能な自然人に属することを示さないことを確保するための技術上及び組織上の措置の下にあることを条件として、その追加的な情報の利用なしには、その個人データが特定のデータ主体に属することを示すことができないようにする態様で行われる個人データの取扱いを意味する」とされる。

- GDPR上、仮名化の要件を満たすデータは引き続き個人データに該当するものの、仮名化の要件を満たす場合を含むと考えられる「管理者がデータ主体を識別する立場にないことを証明できるとき（かつ識別を可能とする付加的なデータがデータ主体から提供されないとき）」には関連する一部の規定（※）の適用を免れるとされる（第11条）。

※ 第15条（データ主体によるアクセスの権利）、第16条（訂正の権利）、第17条（消去の権利（「忘れられる権利」））、第18条（取扱いの制限の権利）、第19条（個人データの訂正若しくは消去又は取扱いの制限に関する通知義務）、第20条（データポータビリティの権利）

- また、GDPRでは、リスクに適切に対応する一定のレベルの安全性を確保するための適切な技術上及び組織上の措置の一例として、仮名化が挙げられている（第32条）。

38

第127回 個人情報保護委員会（令和元年11月25日）資料1「個人情報保護を巡る国内外の動向」より

骨子

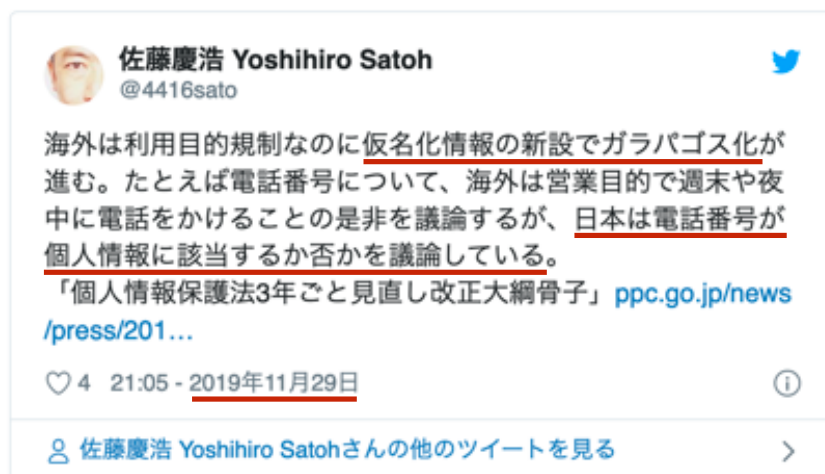
1. 「仮名化情報」の創設

イノベーションを促進する観点から、**他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報**の類型として「仮名化情報」を導入する。仮名化情報については、**本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定**するための一定の行為規制や、仮名化情報に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）への対応義務や、取扱いに関する制限を一部緩和する。

大綱

- 特に、こうした、仮名化された個人情報について、加工前の個人情報を復元して**特定の個人を識別しないことを条件とすれば**、本人と紐付いて利用されることはなく、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下することとなる。（略）
- したがって、一定の安全性を確保しつつ、イノベーションを促進する観点から、**他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報**の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入することとする。この「仮名化情報（仮称）」については、**本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定**するための一定の行為規制や、「仮名化情報（仮称）」に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）への対応義務を緩和し、また、様々な分析に活用できるようにする。

セールス電話に使われる？



- 匿名加工情報で同様の問題（電話番号が削除されない）があった
 - 仮名化に際しても除く情報に電話番号が入らないことになる
- 個人に電話をかける行為は「本人を識別する利用」でOK
 - 「識別できる」と「識別する」は異なる概念とすればよい

元データを消した場合

- 森先生のご指摘

仮名化データの規制緩和は不適當

第4節 データ利活用に関する施策の在り方

- そもそもGDPRにおいて、仮名化データの規律が個人データよりも負荷の軽い規律になっている、とはいえないのではないか。
 - GDPR11条1項は、GDPRの義務を果たす目的のためだけに、本人を識別できる情報を持つ必要はないという趣旨であり、
 - GDPR11条2項は、本人から事業者に対して、本人の個人データに関する請求があった場合に、本人が識別できる情報を持たない事業者は、これに対応しなくていい、ただし、本人が識別情報を提供する場合には、対応すべき、という趣旨。
 - 日本法では、本人が識別できない場合(仮名化のうえ元のDBを消去する場合等)には、原則として個人情報ではないので、そもそも個人情報にかかる義務を負わない。

17

第106回 個人情報保護委員会 (令和元年5月21日) 資料2-5 森亮二氏御提出資料より

- 仮名化データはなぜ依然として個人データなのか
 - 事業者内において元データと容易照合性があるから
 - ID等を削除してもデータセット照合による照合が可能なので
 - 元データを消せば仮名化データも個人データでなくなる？
 - 森先生の指摘
- 上の議論は現行法解釈論としてそうならざるを得ないが趣旨からしてそんな解釈にはいけない
 - 元データを消しても、仮名化データは仮名化データ (かつ個人データ) として扱われるべき (安全管理等)
 - そもそも、初めから仮名の「仮名データ」 (無記名Suica等) も、個人データから導出した「仮名化データ」と (少なくとも) 同じ規律にのせるべきところ (将来の課題)
 - なお、無記名Suicaのデータのように、本人がカードを利用している間は本人の選別に使える状態なので、仮名化されていない個人データとして規律するべき (将来の課題)

次の課題

- 公的部門の集約・一体化、委員会が一元的に所管
- 課題
 - ルールの違い
 - 目的内提供についての制限の有無、委託・共同利用スキームの有無
 - 例外の構成の違い
 - 対象情報の違い
 - 「照合することができ」と「容易に照合することができ」
 - 散在情報と処理情報
 - 情報公開・個人情報保護審査会との関係
- 注意点
 - 「個人情報ファイル」に対する規律の意義の再確認
 - 単に個人情報ファイル簿の公開だけではない
 - 自動処理による問題への対応の観点から（民間部門同様に）規律すべき

骨子

VII.官民を通じた個人情報の取扱い

1.行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化

行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度に関し、**規定や所管が異なることにより支障が生じている**との指摘を踏まえ、民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する**規定を集約・一体化**し、これらの制度を個人情報保護委員会が**一元的に所管する**方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む。

2.地方公共団体の個人情報保護制度

現在条例で定められている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、**法律による一元化を含めた規律の在り方**、地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方に関する**実務的論点について地方公共団体等と議論を進める**。